

平成29年第1回港区議会臨時会付議予定案件（概要）

議案第66号

和解について

本案は、損害賠償請求訴訟事件について、和解するものです。

○ 内 容

（1）事件の要旨

平成18年6月3日、港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝（以下「シティハイツ竹芝」といいます。）において、当時高校2年生であった居住者の市川大輔氏が、シティハイツ竹芝に設置されたエレベーター（以下「本件エレベーター」といいます。）のかごから降りようとしたところ、本件エレベーターの戸が開いたままの状態をかごが突然上昇し、かごの床面と乗降口の枠の上部との間に挟まれ、亡くなるという事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。

本件事故に関し、遺族である原告は、市川大輔氏が亡くなったことによる逸失利益、慰謝料等2億5,000万円を賠償すべき責任があるとして、シンドラエレベータ株式会社、エス・イー・シーエレベーター株式会社、株式会社日本電力サービス、港区及び財団法人港区住宅公社を被告とし、平成20年12月12日、連帯して当該金員を支払うことを請求する訴訟を東京地方裁判所に提起しました。（平成20年(ワ)第36371号）

その後、審理が行われてきましたが、今般、同裁判所から和解勧告がなされたので、和解により本件事件の解決を図るものです。

（2）和解事項

ア 被告らは、本件エレベーターに関与した者として、本件エレベーターにおいて戸開走行事故が発生し、これによって市川大輔氏が亡くなったことについて、深く遺憾の意を表する。

イ 被告らは、本件事故を教訓とし、戸開走行事故はひとたび発生すると利用者が挟まれ生命身体に危険を及ぼす重大事故につながるおそれがあることに改めて思いを致すとともに、それぞれが置かれた立場から、その社会的・道義的責任を果たすべく、互いに協力し合って、不断の意思をもってエレベーター事故の再発防止

のために全力を挙げて取り組んでいくことを確約する。

ウ 被告シンドラーエレベータ株式会社は、安全を維持するため、オーチス・エレベータサービス株式会社に対し、日本国内のシンドラー社製エレベーターの保守、修理、改修の手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供等について履行するものとする。

エ 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、エレベーターの維持管理や点検に関する全ての法令及び国土交通省が公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の内容の確認及び毎年の社内への周知徹底等について履行するものとする。

オ 被告港区は、次の事項を履行するものとする。

- ・被告港区が所有し、又は管理するエレベーターの維持管理や点検に関する全ての法令及び国土交通省が公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の内容を確認し、毎年周知徹底すること。
- ・エレベーター事故の再発防止策に係る取組について原告との連携の強化を検討すること。

カ 被告財団法人港区住宅公社を除く被告らは、原告に対し、連帯して、本件和解金として、相当額の支払義務があることを認め、平成29年12月7日までに支払う。なお、港区は、400万円を支払う。

キ 原告は、その余の請求を放棄する。

ク 原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告ら相互の間（ただし、被告エス・イー・シーエレベーター株式会社と被告港区との間を除く。）に、本件（カによる和解金の求償関係を含む。）に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

ケ 訴訟費用は、各自の負担とする。